

巻頭言

労働災害防止対策の進歩と 今後の方向

伊藤 正 人



わが国の労働災害は、建設労働災害を含め、昭和36年にピークに達し、その後は長期にわたり減少傾向を続けてきた。しかし、東日本大震災が発生した頃を境に増加傾向で推移しており、さらに建設投資の拡大とともに増加することのないよう、建設産業の安全衛生水準の一層の向上を図る必要がある。そこで、これまで安全衛生水準が向上してきた要因について考察するとともに、今後さらに取り組むべき対策について考えてみたい。

安全衛生水準向上の第1の要因は、悲惨な労働災害を経験し、あるいはまのあたりにした、作業者をはじめとする関係者の「労働災害はあってはならない」との痛切な思いと安全意識によって、活発な安全活動が展開されたことである。近年目につく災害発生要因は、「魔が差した」としか思えない人的ミスであり、安全意識の高揚を図ることが一層重要となっている。そのための具体的な手立てとしては、教育研修、安全衛生大会や安全祈願祭の開催、大会冒頭での犠牲者に対する黙祷、垂れ幕やポスターの掲示、標語の募集、表彰などが考えられる。これらの取組の中には、効果の有無が不明瞭であり、陳腐なものとして軽視されがちなものもあるが、いずれも長年にわたって広く支持されてきた優れた対策と受け止めたい。

第2の要因は、国による安全衛生基準の設定とその順守の徹底、および労働保険特別会計労災勘定による財政支援措置である。労働安全衛生関係法令は、災害発生状況や社会・経済情勢の変化に応じて改正がなされてきたが、罰則付きの義務規定は、最低基準に止まらざるを得ない性格のものであり、努力義務としてより好ましい基準を示す必要がある。一方、労災勘定による財政支援措置については、中小建設工事業者や専門工事業者の安全衛生水準を向上させるための事業が実施された結果、死亡災害の減少だけでも数十倍の費用対効果が得られたとのデータがある。安全衛生水準の一層の向上を図るためには、国がより好ましい基準

を指針やガイドラインで示すとともに、労災勘定を用いたモデル事業を実施するなどして、その基準の普及促進を図ることが効果的と考えられる。

第3の要因は、企業の自主的安全衛生活動である。労働災害を発生させれば、事業者が責任を問われるのをはじめ、経済的損失、人的損失、信用の失墜、指名停止等を招くことになる。このため、各企業においては「安全第一」のスローガンの下に熱心な安全活動が展開されてきたが、近年、安全衛生管理について豊富な知識と経験を有する人材が不足を来し、長年にわたって培ってきた安全衛生管理ノウハウの継承が困難となっている。また、「災害ゼロから危険ゼロへ」をスローガンに、容認できないレベルの危険有害要因を未然に除去するためのリスクアセスメントを実施することが時代の潮流となっている。こうした状況を受けて、経営トップのリーダーシップの下に、全社員が一体となってリスクアセスメントをはじめとする安全衛生活動を、計画的かつ継続的に進める労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、運用する事業場が増加している。労働安全衛生マネジメントシステムは、長年にわたって進歩してきた労働災害防止対策の集大成ともいえるもので、各企業における取組の進展が今後の安全衛生水準向上の鍵になると考えられる。

以上、安全衛生水準が向上してきた三つの要因と今後の方向について考えてみたが、これらの要因は深く関係し合っており、これらの要因の当事者である建設従事者、行政、企業の三者が連携・協働すれば、大きなシナジー効果が期待できる。国の第12次の労働災害防止計画には、「行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働」が重点施策として掲げられているところであり、建設業労働災害防止協会は、三者の連携・協働の核となることが期待されている。